

2. 教員等（法第2条第4項関係）

法第2条第4項

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「教員等」とは、次に掲げるものをいう。

一 学校教育法第一条に規定する学校の教職員のうち、次に掲げるもの

イ 校長、園長、副校長、副園長及び教頭

ロ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員、教授、准教授及び助教

ハ ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

二 前項第一号ロに規定する専修学校の校長、教員及び教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

三 幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの

イ 園長、副園長及び教頭

ロ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭

ハ ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

四 前項第一号ニに掲げる施設の長及び当該施設の従業者のうち子ども（認定こども園法第二条第一項に規定する子どもをいう。）の教育又は保育に関する業務を行うもの

五 児童相談所の所長及び児童相談所の従業者のうち児童（児童福祉法第四条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の指導又は一時保護に関する業務を行うもの

六 指定障害児入所施設等の長並びに指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの

七 乳児院の長及び乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児の養育に関する業務を行うもの

八 母子生活支援施設の長及び母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの

九 保育所の長及び保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

十 児童館の長及び児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの

十一 児童養護施設の長及び児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの

十二 障害児入所施設の長及び障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四十二条各号に定める支援に関する業務を行うもの

十三 児童心理治療施設の長及び児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの

十四 児童自立支援施設の長及び児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの

十五 指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者及び指定障害児通所支援事業に従事する者であつて次のイからニまでに掲げるもののうち当該イからニまでに定めるもの

イ 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援（次項第四号において「児童発達支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行う者

ロ 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービス（次項第五号において「放課後等デイサービス」という。）に従事する者 障害児に対する同条第三項の便宜の供与に関する業務を行う者

ハ 児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援（次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行う者

ニ 児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援（次項第七号において「保育所等訪問支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第五項の便宜の供与に関する業務を行う者

十六 乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者及び乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの

十七 家庭的保育事業等を行う事業所の管理者及び家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

十八 登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（第十六条第一項及び第三十三条第三項第三号において「登録一時保護委託施設」という。）の管理者及び当該一時保護の業務に従事する者

5～8 （略）

規則第1条から第3条まで

（法第二条第四項第一号ハの内閣府令で定める職員）

第一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第二条第四項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十条第一項に規定する助手及び同条第二項に規定する技術職員

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の三（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第百四条第一項、第百十三条第一項及び第百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定するスクールカウンセラー

三 学校教育法施行規則第六十五条の六（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第百四条第一項、第百十三条第一項及び第百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に

規定する特別支援教育支援員
四 学校教育法施行規則第七十八条の二（同令第七十九条の八第二項、第百四条第一項、第百十三条第一項並びに第百三十五条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する部活動指導員
五 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第六条第一項に規定する学校司書
六 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第七条第二項に規定する指導補助者
七 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十一条に規定する者及びこれに類する者（学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校の職員であるものに限る。）のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等（法第二条第一項に規定する児童等をいう。以下同じ。）に接するもの（前各号に掲げる者を除く。） （法第二条第四項第二号の内閣府令で定める職員）
第二条 法第二条第四項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一 学校教育法施行規則第百八十五条に規定する助手 二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十一条に規定する者に類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するもの（前号に掲げる者を除く。） （法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定める職員）
第三条 法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第三条の三に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とする。

○ 法第2条第4項においては、学校設置者等における犯罪事実確認等の対象となる従事者について、「教員等」と定義している。教員等は、その業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものを対象とし、3要件の具体的な解釈は次の表に掲げるとおり。

図表 5 対象職種における3要件の具体的解釈

3要件	具体的解釈
支配性	・ 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること ・ また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること
継続性	・ 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること

3 要件	具体的解釈
	一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断し得ること
閉鎖性	- 他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること - 一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること ※ SNS やコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）

- 当該解釈を踏まえ、「教員等」の範囲をできる限り明確化するため、学校設置者等の類型ごとに、主な職種を、次の（ア）及び（イ）のとおり分類し、①及び②の表に例示する。

（ア） 職種全体が対象になるもの

（イ） 職種の一部が対象になり得るもの

※ （イ）のうち、対象となる具体例、対象とならない具体例については②の表を参照。

- なお、①及び②の表に例示する従事者は、各地方公共団体等において、個別に異なる名称で任用している場合がある点に留意が必要である。

① 学校設置者等の類型ごとの主な職種の分類

ア 学校教育法関係

施設	（ア）職種全体が対象になる	（イ）職種の一部が対象になり得る
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、医療的ケア指導医、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、教育補助員	—
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
義務教育学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校	技術職員、通信教育連携協力施設の職員
中等教育学校	高等学校と同様の職員	技術職員、学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校及び高校と同様の職員＋寄宿舎指導員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等専門学校	校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員	研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター
専修学校（高等課程）	校長、教員、助手	医師

イ 認定こども園関係

施設		(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
認定こども園	幼保連携型	園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、保育補助者（児童等と日常的に接触することが想定される保育士の業務を補助する者。以下同じ。）、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭教育補助員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	保育所型	保育所で対象となっている職種＋幼稚園教諭、教育補助員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	幼稚園型	幼稚園で対象となっている職種＋保育士、保育補助者	学校医、送迎バス等の運転手、その他職員
	地方裁量型	施設の長、幼稚園教諭、保育士、保育補助者	送迎バス等の運転手、その他職員

※ 保育士には地域限定保育士、国家戦略特区限定保育士を含む（以下同じ。）。

ウ 児童福祉法関係

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
児童相談所	所長、児童心理司、児童福祉司、受付相談員、24時間・365日体制対応協力員、理学療法士等、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指	次長、総務部門職員、相談員、電話相談員、医師、保健師、弁護士、臨床検査技師、嘱託医、調理員、権利擁護推進員、その他職員

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
	導員、栄養士、学習指導協力員、障害等援助協力員、トラブル対応協力員、専門的ケア対応協力員、一時保護委託付添協力員、夜間対応協力員、外国人対応協力員、心理的支援訪問員	
指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関の長＋医療型障害児入所施設に配置される職種と同等の職種	その他職員
乳児院	乳児院の長、看護師、保育士、児童指導員、個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員	医師、嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
母子生活支援施設	施設の長、母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員、保育士	嘱託医、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
保育所	保育所の長、保育士、保育補助者	嘱託医、調理員、看護師、保健師、准看護師、送迎バス等の運転手、その他職員
児童館	児童館の長（児童福祉施設の長）、児童の遊びを指導する者	送迎バス等の運転手、児童の遊びを指導する者を補助する役割の者、その他職員
児童養護施設	施設の長、児童指導員、保育士、個別対応職員、栄養士、看護師、心理療法担当職員、職業指導員	嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設の長（児童福祉施設の長）、医師、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、児童指導員、保育士、栄養士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
医療型障害児入所施設	施設の長、医療法に規定する病院として必要とされる従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	送迎バス等の運転手、その他職員
児童心理治療施設	施設の長、医師、心理療法担当職員、児童	家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、

施設		(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
		指導員、保育士、看護師、個別対応職員、栄養士	送迎バス等の運転手、その他職員
登録一時保護委託者		登録一時保護委託施設の管理者、一時保護の業務に従事するもの	その他職員
児童自立支援施設		施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員、職業指導員	医師、嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
乳児等通園支援事業		事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)	送迎バス等の運転手、その他職員
家庭的保育事業		事業所の管理者、家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育補助者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
小規模保育事業		事業所の管理者、保育士、保育補助者、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)、家庭的保育者、家庭的保育補助者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
居宅訪問型保育事業		事業所の管理者、家庭的保育者	—
事業所内保育事業		事業所の管理者、保育士、保育補助者、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
指定障害児通所支援	児童発達支援	事業所の管理者、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員、保育士、栄養士、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	放課後 デイサービス	事業所の管理者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、送迎バス等の運転手、その他職員
	居宅訪問型 児童発達支援	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等	その他職員
	保育所等	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支	その他職員

施設		(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
	訪問支援	援管理責任者、指導員等	

② 職種の一部が対象となり得るものの具体例

○ 学校設置者等においては、(イ)職種の一部が対象になり得るもののうち、いずれの者が教員等に該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められる。この判断・特定に当たっては、児童対象性暴力等を防止するために制度化された犯罪事実確認の仕組みの趣旨を踏まえ、3要件を満たす従事者を確実に対象とするよう留意すること。

○ 3要件に基づき、主な職種における業務の具体例と考え方は次の表に掲げるとおり。

図表 6 主な職種における業務の具体例と考え方

職種	区分	具体的な業務内容	考え方
事務職員	対象	事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と保育士等が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	業務が電話対応、書類整理などに限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者	業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。
バス運転手等	対象	日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点（特に最後に降ろす児童等とは一対一になる）から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。
調理員	対象	業務上の食育指導、給食の準備・片付け等の際の会話等を通じて、他の職員の同席がない環境で児童等と接触することが想定される者	①指導等による児童等との一定の接触から支配性、②業務上である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	調理業務のみを行い、児童等との接触が想定されない者	児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。
スクールソーシャルワーカー	対象	他の職員が同席しない児童等との面	①個別面談による児童等との密接な

職種	区分	具体的な業務内容	考え方
カー		談を日常的な業務として行っている者	接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	教職員、保護者、地方公共団体、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は例外的かつ保護者や他の職員の同席が想定される者	①児童等と接触する場合は密接に関わるため支配性を満たすが、②例外的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
医師/嘱託医	対象	施設内の診察室等で、年に複数回個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定される者	①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	年一回の定期の健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者	①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
看護師等	対象	日常的に児童等の健康管理等を行い、体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者	①健康管理等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者	①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
スクールガード・ スクールガード リーダー	対象	日常的に見守り活動を継続的にを行い、かつ学校における交通安全教室等において直接児童等に対して指導を行うとともに、人通りの少ない場所など周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接する機会が想定される者	①交通安全に関する指導による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の目がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	児童生徒を見守るにとどまり、直接指導等を行うことが想定されず、交通量や人通りが一定ある場所で活動することが想定され、周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接することが想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。

3. 民間教育保育等事業者（法第2条第5項関係）

法第2条第5項

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「民間教育保育等事業者」とは、次に掲げる事業（以下「民間教育保育等事業」という。）を行う者をいう。

一 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する一般課程に係るものに限る。）又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業

二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものにおける学校教育法第五十条に規定する高等学校の課程に類する教育を行う事業であつて、内閣府令で定めるもの

三 学校等における教育及び前二号に掲げる事業のほか、児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であつて、次に掲げる要件を満たすもの（次項第三号において「民間教育事業」という。）

イ 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること。

ロ 児童等に対して対面による指導を行うものであること。

ハ 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること。

ニ 当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、児童対象性暴力等を防止し及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するための措置を講ずるために必要な人数その他の事情を勘案して政令で定める人数以上であること。

四 児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第四号において「児童発達支援事業」という。）

五 放課後等デイサービスを行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第五号において「放課後等デイサービス事業」という。）

六 居宅訪問型児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援事業」という。）

七 保育所等訪問支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第七号において「保育所等訪問支援事業」という。）

八 児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（次項第八号において「児童自立生活援助事業」という。）

九 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で学校教育法第二十九条に規定する小学校、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の内閣府令で定める施設において行われるもの（次項第九号において「放課後児童健全育成事業等」という。）

十 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業（次項第十号において「子育て短

期支援事業」という。)

十一 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（次項第十一号において「一時預かり事業」という。)

十二 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次項第十二号において「小規模住居型児童養育事業」という。)

十三 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（次項第十三号において「病児保育事業」という。)

十四 児童福祉法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業（次項第十四号において「意見表明等支援事業」という。)

十五 児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業（次項第十五号において「妊産婦等生活援助事業」という。)

十六 児童福祉法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業（次項第十六号において「児童育成支援拠点事業」という。)

十七 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を行う事業（次項第十七号において「認可外保育事業」という。)

十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この号及び次項第十八号において「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業（障害児に対する障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護、同条第八項に規定する短期入所又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援を行うものに限る。同号において「指定障害福祉サービス事業」という。)

6～8（略）

令第1条

（民間教育事業に係る従事者の人数の要件）

第一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項第三号ニの政令で定める人数は、三人とする。

規則第4条及び第5条

（法第二条第五項第二号の内閣府令で定める事業）

第四条 法第二条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- 一 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を行う事業
- 二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練（十八歳未満の者を専ら対象とするものに限る。）を行う事業
- 三 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十三条の二に規定する陸上自衛隊高等

工科学校における自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を行う事業

（法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設）

第五条 法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法第二十九条に規定する小学校その他の学校施設
- 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の社会教育施設
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設
- 四 前各号に掲げるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設五社会教育法第五条第二項に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であって、前各号に掲げる施設に類するもの
- 五 社会教育法第五条第二項に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であって、前各号に掲げる施設に類するもの

（１）対象となる施設・事業の考え方

- 児童等に対して教育、保育等を提供する事業においては、
 - ・ 従事者が児童等に指導を行う場において従事しており、支配的、優越的立場に立つこと
 - ・ 従事者が児童等に対して継続的に密接な人間関係を持つこと
 - ・ 自らの意思に基づく行動により被害から逃れることが期待できない児童等を保護者等の監視が届かない状況の下で預かり、教育、保育等を行うこと等により、児童等と特別な社会的接触の関係を持つことから、児童等に対する性暴力の発生に特別の注意を払うことが求められる（再掲）。
- このため、法の対象としては、
 - ・ 児童等に対する教育、保育等を提供する施設の代表的なものである、学校、児童福祉施設等を中心としつつ、
 - ・ 学校、児童福祉施設等において、またはそれらの施設と同様の施設を設けて教育、保育等を提供することを目的とする事業
 - ・ このほか、教育、保育等を極めて支配性・閉鎖性の強い様態で継続的に提供する事業を対象としている（再掲）。
- 対象となる施設・事業のうち、法第2条第5項においては、学校設置者等以外の、各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等を「民間教育保育等事業者」と定義している。
- 民間教育保育等事業者は、安全確保措置を実施する義務の対象となる学校設置者等が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして、こども家庭庁が認定することで「認定事業者等」となり（「IV. 認定等」参照）、学校設置者等と同様の義務が課されることになる。民間教育保育等事業者となる具体的な対象事業は、次の表に掲げるとおり。

図表 7 民間教育保育等事業者となる対象事業

分類	事業
教育関係	・ 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第2条第5項第1号） ・ 高等課程類似教育事業（同項第2号、規則第4条） － 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）に基づき独立行政法人海技教育機構が実施する海技士教育科海技課程（本科） － 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に基づき実施する普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とする訓練に限る） － 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき設置される陸上自衛隊高等工科学校における教育課程 ・ 民間教育事業（同項第3号、令第1条）
児童福祉関係	・ 指定障害児通所支援事業以外の児童発達支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業）（同項第4号から第7号まで） ・ 児童自立生活援助事業（同項第8号） ・ 放課後児童健全育成事業等（同項第9号、規則第5条） ・ 子育て短期支援事業（同項第10号） ・ 一時預かり事業（同項第11号） ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（同項第12号） ・ 病児保育事業（同項第13号） ・ 意見表明等支援事業（同項第14号） ・ 妊産婦等生活援助事業（同項第15号） ・ 児童育成支援拠点事業（同項第16号） ・ 認可外保育事業（同項第17号）
障害福祉サービス関係	・ 指定障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）（同項第18号）

- 児童福祉法等に基づく事業であっても、専ら保護者がいる環境で教育、保育等を提供するものや、各種支援を行う拠点（場所）の提供を主な目的とするもの、当事者同士の交流を主な目的とするものなどについては対象としていない。
- 例えば、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、地域においてこどもの預かりの援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行いたい者（提供会員）をマッチングした上で、当事者間の契約により、こどもの預かりが行われるものであり、こどもに教育、保育等を提供する事業ではなく、あくまでも会員間の連絡調整、マッチング等を行うものであるため、対象としていない。
- また、里親については、教育、保育等の役務を提供する事業者にあらず、個人として委託児童の保護者となり、その自宅で児童を養育するものであるため、対象としていない（※）。

※ 里親になるに当たっては、児童福祉法に基づき、刑罰に処せられた者だけではなく、児童虐待その他の児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者は欠格事由とされている。里親委託までには各種研修・面談を要し、委託後も児童相談所と定期的な面談等を行い、場合によっては委託解除を行うなど、児童の安全を確保する措置がとられている。家庭内における不適切な行為があった場合は、児童福祉法第2章第7節に規定する被措置児童等虐待対応の枠組みのほか、実親と同様、児童虐待防止の枠組みでの対応がなされる。

(2) 民間教育保育等事業に該当する具体的事業

- 民間教育保育等事業者のうち、次の①から⑤までに掲げる事業等については、特に様々な形態が想定されるため、その具体例や取扱いを順次示す。
 - ① 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第2条第5項第1号）
 - ② 民間教育事業（同項第3号、令第1条）
 - ③ 放課後児童健全育成事業に類する事業（同項第9号、規則第5条）
 - ④ 認可外保育事業（同項第17号）に該当するベビーシッターのマッチングサイト運営者等
 - ⑤ 障害児に対する指定障害福祉サービス事業（同項第18号）

① 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第2条第5項第1号）

- 学校教育法第1条に規定する学校であって、児童等を専ら対象としているものは、幼稚園、小中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校である。
- このことを踏まえ、法第2条第5項第1号に定める専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業は、専修学校（一般課程）・各種学校が行う幼稚園、小学校、中学校及び高等学校相当の課程の教育を行う事業とする。具体的には次の（ア）から（エ）までに掲げるとおり。
 - （ア） 次の（一）から（三）までに掲げる教育施設の指定を受けた専修学校が提供する当該指定に係る一般課程の教育を行う事業
 - （一） 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する准看護師養成所²⁰
 - （二） 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号に規定する調理師養成施設²¹

²⁰ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）（抄）

第二十二條 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 三～四 （略）

²¹ 調理師法（昭和33年法律第147号）（抄）

（調理師の免許）

第三條 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 （略）

(三) 製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 5 条第 1 号に規定する製菓衛生師養成施設

22

(イ) (ア)の(一)から(三)までに掲げる教育施設の指定を受けた各種学校が提供する当該指定に係る教育を行う事業

(ウ) 各種学校としての認可を受けたいわゆる外国人学校が設置する課程であつて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校相当学年の児童等を対象として、これらの学校の課程に相当する課程の教育を行うもの

(エ) その他専修学校（一般課程）・各種学校が行う幼稚園、小学校、中学校及び高等学校相当の課程の教育を行う事業

○ なお、専修学校（一般課程）・各種学校として認可を受けていない者が行う同種の事業や、専修学校（一般課程）や各種学校等が行う児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育以外の事業（例：自動車免許教習所）は、後述の②の民間教育事業に分類する。

② 民間教育事業（法第 2 条第 5 項第 3 号、令第 1 条）

○ 法の対象事業は、基本的には学校教育法、児童福祉法等の法律上定義のある事業としているが、法第 2 条第 5 項第 3 号においては、法律上明確な定義のない事業（学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール、フリースクール等）についても、支配性・継続性・閉鎖性の観点も踏まえ、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件を満たすものを「民間教育事業」として定義している。

(ア) 児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること（法第 2 条第 5 項第 3 号柱書）

(イ) 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が 6 月以上であること（同号イ）

(ウ) 児童等に対して対面による指導を行うものであること（同号ロ）

(エ) 事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること（同号ハ）

(オ) 当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること（同号ニ）

※ 公立・公営の施設・事業であっても、これらの要件を満たす場合には、民間教育事業に分類される（例：教育委員会が設置する教育支援センターや、公立図書館等が定期的に行う、児童等向けの読み聞かせ会など）。

(ア) 児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること

○ 要件(ア)は、法が児童等に教育、保育等を提供する場における児童対象性暴力等の防止等を目的としていることを踏まえ、事業の対象や事業内容を限定するために設けられた要件である。「児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業」とは、次の(一)及び(二)に掲げる要件を満たす事業とする。

²² 製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）（抄）
（受験資格）

第五条 製菓衛生師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

二 （略）

- (一) 児童等に対して技芸又は知識の教授（内容は問わない）を行うことを目的としていること
- (二) 実際に児童等に対して技芸又は知識の教授を行っている（又は行う予定である）こと

○ (一)については、少なくとも児童等に対して行うことを目的としていることが明示されている必要がある。大人及び児童等の両方を対象とした事業は対象として認めるが、大人のみを対象とした事業に児童等が例外的に参加しているようなものは対象としない。

○ また、「児童等に対する技芸又は知識の教授」が、事業の「主たる」目的であることまでは求めず、事業の中で「児童等に対する技芸又は知識の教授」を行っている場合（例：こども食堂における学習支援、芸能事務所におけるダンス指導等）は、対象として認めるものとする。

○ (二)については、実態として児童等がおらず、受入れ予定もない事業は対象としない。

(イ) 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が6月以上であること

○ 要件(イ)は、法において支配性・継続性・閉鎖性を有する事業を対象としている中で、継続性の観点から設けられたものである。「標準的な修業期間が6月以上である」とは、次の(一)から(三)までに掲げる要件を全て満たすものをいうものとする。

- (一) 6か月以上の期間にわたって事業を実施していること
- (二) 当該期間に複数回、児童等に対して技芸又は知識の教授を行っていること（間隔は問わない）
- (三) 当該期間に行われる技芸又は知識の教授の機会に、同一の児童等が複数回参加することが可能であること

【対象となる例】

- ・ 月1回、週2回など定期的に事業を実施し、同一の児童等が継続的に技芸又は知識の教授を受けることを想定している場合
- ・ 1～2か月に1回、体験学習プログラムを開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
- ・ 夏休みに1泊2日のキャンプを行い、冬休みにスキー合宿を実施するなど、一連のプログラムとして年内に複数回事業を実施し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
- ・ 小学校4年生から6年生までの3年間のプログラムで、毎年1回、1泊2日のキャンプを定期的に開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合

【対象とならない例】

- ・ 7月に1回2時間、12月に1回2時間のみ、それぞれ独立した別の学習プログラムを実施している場合

(ウ) 児童等に対して対面による指導を行うものであること

- 要件(ウ)は、法律上明確な定義のない事業を対象とするに当たり、学校、児童福祉施設等と同様、児童と直接接する環境であることを求める観点から設けられたものである。
- 対面による指導が一切想定されず、オンラインでのみ授業を行う事業は対象にならないが、例えば、オンラインを基本としつつも、児童等の要望等に応じて、対面による指導を行うことも想定される事業であれば、対象になり得る。

(エ) 事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること

- 要件(エ)は、法において支配性・継続性・閉鎖性を有する事業を対象としている中で、支配性・閉鎖性の観点から設けられたものである。事業者が主体的に場所や区画を選択した場合には、性暴力等が露見しやすい環境（支配性又は閉鎖性が生じやすい環境）を生み出しやすいと考えられる。
- 一方、児童等の自宅については、仮に事業者が指定をした場合であっても、保護者等による一定の関与・介入が可能であり、事業者が必ず性暴力等を行いやすい環境を生み出せるとは言い難いと考えられる。このため、「事業者が用意する場所（事業所等）」とは、保護者等ではなく事業者が指定した場所（児童等の自宅を除く。）とする。

【対象となる例】

- ・ 事業者のオフィス、従事者の自宅、カフェ、公民館等の個室、公園、山、海等
- ※ 家庭教師事業については、児童等の自宅以外の場所（教室やシェアオフィス等）でも教える場合があれば、対象とする。

【対象とならない例】

- ・ 児童等の自宅、保護者が指定した場所・区画

(オ) 技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること

- 要件(オ)は、法律上明確な定義のない事業を対象とするに当たり、学校、児童福祉施設等と類似の環境であり、かつ、この法律に基づく措置を講ずるに当たり最低限の組織体制を求める観点から設けられたものである。
- 「技芸又は知識の教授を行う者の人数」は3人以上とする（令第1条）。当該人数には、派遣労働者、ボランティアなど、雇用の有無・形態を問わず、実態として技芸又は知識の教授に従事している者を含む。

③ 放課後児童健全育成事業等（法第2条第5項第9号、規則第5条）

- 放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。
- 法第2条第5項第9号においては、放課後児童健全育成事業に類する事業も同号の対象とすることとされており、当該事業としては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に定める地域学校協働活動²³のうち、①学校の始業前や終業後に、②学校や公民館等の施設を活用して、③学習・遊びの機会や生活支援の提供を行う事業（例：放課後子供教室、地域未来塾等）が対象となる。
- その上で、法第2条第5項第9号に定める「内閣府令で定める施設」は、地域学校協働活動のうち、上述の事業が実施され得る施設を広く想定し、次の（ア）から（オ）までに掲げるとおりとする（規則第5条）。
 - （ア） 学校施設
 - （イ） 社会教育施設
 - （ウ） 児童厚生施設
 - （エ） （ア）から（ウ）までに掲げる施設のほか、地方公共団体が設置する公共施設（例：文化ホール、コミュニティセンター、公園、廃校施設等）
 - （オ） その他、地域学校協働活動を行うことができる施設として（ア）から（エ）までに類するもの（例：私立大学施設、寺院、民家等）

④ 認可外保育事業（法第2条第5項第17号）に該当するベビーシッターのマッチングサイト運営者等

- 認可外の居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター）については、個人（一人）のみで事業を行うものである場合、法の対象事業には該当しない。
- 一方、ベビーシッターを掲載するマッチングサイトの運営者が、ベビーシッターとの間で委託契約を締結し、自らが保育の提供事業者となる場合には、当該運営者が児童福祉法上の認可外保育施設として届出対象となる旨の関連指針の改正を行う。

²³ 社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）
（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二 （略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九 （略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ このため、個人のベビーシッターとの間で委託契約を締結し、児童福祉法上の認可外保育施設として届出を行ったベビーシッターのマッチングサイト運営者については、法第2条第5項第17号に定める「認可外保育事業」に該当するものとする。

○ 同様に、個人で事業を行うものとして、家庭教師の派遣事業を行う事業者が、個人の家庭教師との間で委託契約を結び、②（ア）から（オ）までに掲げる要件を満たす場合には、民間教育事業に分類される。

⑤ 障害児に対する指定障害福祉サービス事業（法第2条第5項第18号）

○ 法第2条第5項第18号においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業のうち、障害児に対して居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援を行うものを「指定障害福祉サービス事業」と定義し、認定対象としている。

○ 一方、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援（以下「児者共通サービス」と総称する。）は、障害児のみならず障害者にも提供されるものである。

○ このため、障害者総合支援法に基づく都道府県等に対する事業の指定（更新）申請又は変更の届出により、「利用する障害児の推定数」を把握することで、障害児に対して児者共通サービスを提供する（提供することを見込む場合を含む。）事業者を特定し、当該事業者を同号に規定する指定障害福祉サービス事業を行う事業者として認定対象とする。

4. 教育保育等従事者（法第2条第6項関係）

法第2条第6項

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「教育保育等事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号の教育を行う同号に規定する専修学校又は各種学校の校長及び当該教育を行う教員
- 二 前項第二号の教育を行う教育施設の長及び当該教育を行う教員
- 三 民間教育事業を行う事業所の管理者及び民間教育事業に従事する者のうち児童等に対して技芸又は知識の教授を行うもの
- 四 児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行うもの
- 五 放課後等デイサービス事業を行う事業所の管理者及び放課後等デイサービス事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行うもの
- 六 居宅訪問型児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び居宅訪問型児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行うもの
- 七 保育所等訪問支援事業を行う事業所の管理者及び保育所等訪問支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行うもの
- 八 児童自立生活援助事業を行う事業所の管理者及び児童自立生活援助事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第一項第一号に掲げる者（児童に限る。）に対する同項に規定する児童自立生活援助を行うもの
- 九 放課後児童健全育成事業等を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業等に従事する者のうち児童の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
- 十 子育て短期支援事業を行う事業所の管理者及び子育て短期支援事業に従事する者のうち児童に対する児童福祉法第六条の三第三項に規定する支援に関する業務を行うもの
- 十一 一時預かり事業を行う事業所の管理者及び一時預かり事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第七項各号に掲げる者の保護に関する業務を行うもの
- 十二 小規模住居型児童養育事業を行う事業所の管理者及び小規模住居型児童養育事業に従事する者のうち児童の養育に関する業務を行うもの
- 十三 病児保育事業を行う事業所の管理者及び病児保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
- 十四 意見表明等支援事業を行う事業所の管理者及び意見表明等支援事業に従事する者のうち児童の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの

- 十五 妊産婦等生活援助事業を行う事業所の管理者及び妊産婦等生活援助事業に従事する者のうち児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの
- 十六 児童育成支援拠点事業を行う事業所の管理者及び児童育成支援拠点事業に従事する者のうち児童に対する生活の支援、情報の提供及び相談に関する業務を行うもの
- 十七 認可外保育事業を行う施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
- 十八 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の管理者及び指定障害福祉サービス事業に従事する者であって次のイからホまでに掲げるもののうち当該イからホまでに定めるもの
- イ 障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ロ 障害者総合支援法第五条第四項に規定する同行援護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ハ 障害者総合支援法第五条第五項に規定する行動援護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ニ 障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ホ 障害者総合支援法第五条第九項に規定する重度障害者等包括支援に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者

7・8 (略)

- 法第2条第6項においては、民間教育保育等事業者における従事者を「教育保育等従事者」と定義している。認定等に係る教育保育等従事者は、対象事業者の考え方同様、その業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものを対象とし、3要件の具体的な解釈は次の表に掲げるとおり。

図表 8 対象職種における3要件の具体的解釈（再掲）

3要件	具体的解釈
支配性	・ 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること ・ また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること
継続性	・ 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること ・ 一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的

3 要件	具体的解釈
	であるものは、継続性がないと判断し得ること
閉鎖性	- 他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること - 一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること ※ SNS やコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）

- 「教育保育等従事者」の範囲をできる限り明確化するため、民間教育保育等事業者の類型ごとに、主な職種を、次の（ア）から（ウ）までのとおり分類し、次の①及び②の表のとおり例示する。

（ア） 職種全体が対象になるもの

（イ） 職種の一部が対象になり得るもの

（ウ） 対象にならないもの

① 民間教育保育等事業者の類型ごとの主な職種の分類

ア 法に定めのある事業

事業		（ア）職種全体が対象になる	（イ）職種の一部が対象になり得る	（ウ）対象外
専修学校一般課程		校長、教員、助手	事務職員、医師	—
各種学校		校長、教員	事務職員	—
高校類似教育事業	海技教育機構	校長、副校長、教諭、講師、助教	庶務課職員、補佐員（事務、技能、	調理員（外部委託）
	海技士教育科	教諭、大型練習船乗組員、スクール	労務、宿日直）	
	海技課程の本科	カウンセラー		
	普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とする訓練に限る。）	校長、職業訓練指導員	—	—
	陸上自衛隊 高等工科学校	校長、副校長、教育部（教職員）、生徒隊（教官、助教学校）、その他（部活動コーチ等）※上述の職員が兼務	—	—
児童自立生活援助事業		管理者、指導員、補助員	その他職員	—
放課後児童健全育成事業		事業所長の立場にある者、放課後児童支援員、看護職員等、補助員	送迎バス等の運転手	育成支援の周辺業務を行う職員
放課後児童クラブ類		学習支援員、協働活動サポーター	—	—

事業	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る	(ウ)対象外
似事業(放課後子供教室・地域未来塾等)	等(※名称は地方公共団体等により異なる)		
子育て短期支援事業	事業に従事する者	送迎バス等の運転手	—
一時預かり事業	保育士等の保育従事者	その他職員	—
小規模住居型児童養育事業	養育者(管理者)、補助者	その他職員	—
病児保育事業	看護師等、保育士	その他職員	—
意見表明等支援事業	意見表明等支援員	その他職員	—
妊産婦等生活援助事業	支援コーディネーター(管理者)、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者、母子支援員	その他職員	—
児童育成支援拠点事業	管理者、支援員、心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員	送迎バス等の運転手	—
認可外保育事業	保育士、上記以外の保育従事者(子育て支援研修等受講者)等	看護師(准看護師を含む。)、送迎バス等の運転手、その他職員	—
居宅介護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
同行援護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
行動援護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
短期入所	管理者、従業者	—	—
重度障害者等包括支援	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—

イ 民間教育事業

事業	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
学習関係	指導員、講師	受付業務員、清掃員、警備員 等
運動関係	講師、指導者、指導員	受付業務員、清掃員、警備員、運営スタッフ 等
文化・芸術関係	講師、トレーナー、師範、教授、家元	受付業務員、清掃員、警備員、運営スタッフ等

事業		(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
	生花・茶道教授業		
社会 教育 関係	青少年を対象とした自然体験活動事業	指導者、育成者、職員	—
	公民館	—	公民館主事、図書館の司書 等
	図書館		
その他	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業	集団活動事業従事者、講師	受付業務員、清掃員、警備員 等
	民間学童保育		
	その他民間教育		

② 職種の一部が対象となり得るものの具体例

- 特に民間教育事業については、その対象事業が法令上必ずしも規定されておらず、①イの表に記載する事業及び職種はあくまで例示である。また、当該事業の職種についても、職名や業務内容が事業者によって様々である事業を多く含む。
- このため、認定事業者等においては、(イ)職種の一部が対象になり得るもののうち、いずれの者が教育保育等従事者に該当するか否かについて、各認定事業者等の実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められる。この判断・特定に当たっては、児童対象性暴力等を防止するために制度化された犯罪事実確認の仕組みの趣旨を踏まえ、3要件を満たす従事者を確実に対象とするよう留意すること。
- 3要件に基づき、主な職種における業務の具体例と考え方は次の表に掲げるとおり。

図表 9 主な職種における業務の具体例と考え方

職種	区分	業務の具体例	考え方
事務職員	対象	事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と保育士が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	業務が電話対応、書類整理等に限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者	業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。
バス運転手等	対象	日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三

職種	区分	業務の具体例	考え方
		通じて接触することが想定される者	者の同席がない点（特に最後に降ろす児童等とは一対一になる）から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。
受付業務員	対象	児童等への日常的な対応業務の中で、他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない場合があることから閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	人の往来の多い場所で、来客対応や電話対応等の事務作業のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせるが、③外部に開かれた受付スペースでの応対が中心であり、①児童等との接触がほとんど想定されないため、支配性、閉鎖性を満たさない。
清掃員	対象	教育、保育等を行っている時間に、日常的に他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触する機会がある者	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	児童等がいない時間帯に清掃を行い、児童等との接触がほとんど想定されない者	児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性を満たさない。
警備員	対象	他の職員の目が届かないところも含めて施設内を日常的に巡回し、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	人の往来の多い校門や施設外での警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。
医師／嘱託医	対象	施設内の診察室等で、年に複数回継続して個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定されるもの	①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	年一回の定期的健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者	①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
看護師等	対象	日常的に児童等の健康管理等を行い、	①健康管理等による児童等との一定の

職種	区分	業務の具体例	考え方
		体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者	接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者	①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
スクールガード・スクールガードリーダー	対象	日常的に見守り活動を継続的にを行い、かつ学校における交通安全教室等において直接児童等に対して指導を行うとともに、人通りの少ない場所など周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接する機会が想定される者	①交通安全に関する指導による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の目がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	児童生徒を見守るにとどまり、直接指導等を行うことが想定されず、交通量や人通りが一定ある場所で活動することが想定され、周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接することが想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。

5. 同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い

- 義務対象事業は、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受け、児童等に対して一定の質の下で公的なサービスを提供している事業である一方、認定対象事業は、このような既存の規制等が小さく（又はなく）、児童等に提供されるサービス等の内容、質、形態、従事者（雇用の有無等）等が多様であることから、こども家庭庁において一定の基準を定め、その基準を満たす事業について認定等を受けることができることとしている。
- このため、本来、認定対象事業については、認定等を受け、一定の基準を満たしていることが確認された上で、犯罪事実確認等が行われるべきものという考え方が大前提となる。
- 一方、義務対象事業に付随して実施している認定対象事業については、認定対象事業と義務対象事業の従事者に重複する者がおり、かつ義務対象事業及び認定対象事業のそれぞれで提供するサービスが相互に関連した事業であり、事業運営、人事管理等を一体的に行っている場合がある。
- こうした場合にまで、それぞれの人事手続を分けて犯罪事実確認や防止措置を行うことは、事業者にとって過大な負担となり得ることから、このような場合には、認定対象事業の従事者についても、義務対象事業の従事者である「教員等」と整理することができるものとする。
- このような考え方を踏まえ、次の①から⑥までに掲げる要件を満たす場合は、義務対象事業及び認定対象事業が一体的に運営されているものとする。
 - ① 同一事業者により、両事業が運営されていること
 - ② 従事者の数、児童等の数、事業予算等の観点から、義務対象事業が主たる事業（又は認定対象事業と同規模の事業）であること
 - ③ 両事業において、統一の方針に基づき、共通かつ適切な安全確保措置（犯罪事実確認及び防止措置を含む。）及び情報管理措置がなされること
 - ④ 事業者として両事業の職員の勤務体系、勤務内容等の職員管理を一元的に実施していること
 - ⑤ 認定対象事業の教育保育等従事者（責任者を含む。）が、義務対象事業に従事し得ること（同一の人事部門により両事業のシフト管理がなされている など）
 - ⑥ 両事業で事業所が分かれている場合も、①両事業において、統一した方針に基づく安全確保措置等の指示、管理等を行う上で支障がなく、また、②職員の融通が可能であるという観点から、原則同一敷地内に両事業所が存在すること
- この要件を満たすものとして、対象となる義務対象施設・事業ごとに教員等として整理する教育保育等従事者の範囲は次の表に掲げるとおり。

ア 学校教育法関係

学校等・児童福祉事業	教員等を含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
学校（幼稚園）	・ 幼稚園の設置者が幼稚園において行う一時預かり事業及び預かり保育に従事する

学校等・児童福祉事業	教員等を含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
	者
専修学校 (高等課程)	該当なし ※ 専修学校（一般課程）を併設している場合であっても、一般課程は高等課程に付随して実施されるものではないため、一般課程のみに従事する者は、教員等には含まない。

イ 認定こども園関係

学校等・児童福祉事業	教員等を含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
幼保連携型認定こども園	・ 幼保連携型認定こども園の設置者が幼保連携型認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業又は病児保育事業に従事する者 ・ 幼保連携型認定こども園の設置者が幼保連携型認定こども園において行う放課後児童健全育成事業に従事する者
幼保連携型以外の認定こども園	・ 幼保連携型以外のこども園の設置者が幼保連携型以外の認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業又は病児保育事業に従事する者 ・ 幼保連携型以外のこども園の設置者が幼保連携型以外の認定こども園において行う放課後児童健全育成事業に従事する者

ウ 児童福祉法関係

学校等・児童福祉事業	教員等を含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
乳児院	・ 乳児院の設置者が乳児院において行う子育て短期支援事業に従事する者
母子生活支援施設	・ 母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・ 母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う子育て短期支援事業に従事する者 ・ 母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う妊産婦等生活援助事業に従事する者
保育所	・ 保育所の設置者が保育所において行う延長保育、一時預かり事業又は病児保育事業に従事する者 ・ 保育所の設置者が保育所において行う放課後児童健全育成事業に従事する者
児童館	・ 児童館の設置者が児童館において行う放課後児童健全育成事業に従事する者 ・ 児童館の設置者が児童館において行う児童育成支援拠点事業に従事する者
児童養護施設	・ 児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・ 児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う子育て短期支援事業に従事する者 ・ 児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う児童育成支援拠点事業に従事する者
児童心理治療施設	・ 児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において行う児童自立生活援助事

学校等・児童福祉事業	教員等を含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
	業に従事する者 ・ 児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において行う子育て短期支援事業に従事する者
児童自立支援施設	・ 児童自立支援施設の設置者が児童自立支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・ 児童自立支援施設の設置者が児童自立支援施設において行う子育て短期支援事業に従事する者
乳児等通園支援事業	・ 乳児等通園支援事業の事業者が乳児等通園支援事業の施設において行う一時預かり事業に従事する者
家庭的保育事業等	・ 家庭的保育事業等の実施者が家庭的保育事業等を行う事業所（又は居宅訪問型保育事業としての訪問先の居宅）において行う延長保育、一時預かり事業又は病児保育事業に従事する者（例：小規模保育事業を行う事業所で提供する延長保育、居宅訪問型保育事業の訪問先の居宅で行う病児保育等）
指定障害児入所施設等	・ 指定障害児入所施設等の設置者が指定障害児入所施設等において行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス（例：指定障害児入所施設等で行われる短期入所）
障害児入所施設	・ 障害児入所施設の設置者が障害児入所施設において行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス（例：障害児入所施設で行われる短期入所）

- ただし、例えば、認可保育所A（事業者Aによる運営）の事業所内において、事業者Bが一時預かり事業を行う場合は、運営主体（事業者）が異なるため、当該一時預かり事業の従事者を事業者A（認可保育所A）の教員等として整理することはできず、当該従事者に対して犯罪事実確認等を行う場合は、事業者Bが別途認定等を受けることが必要となる。

（参考：認可保育所で行われる一時預かり事業等の従事者の考え方）

事業の例	整理の方針	考え方
認可保育所で、その運営主体により行われる延長保育、一時預かり又は病児保育の事業に従事する者	認可保育所の教員等とする	認可保育所で行う延長保育、一時預かり及び病児保育事業は、「保育所保育指針」に基づく保育所の本来業務として整理し、これらの事業の従事者については、犯罪事実確認等の対象とする。
認可保育所で、その運営主体以外の事業者により行われる延長保育、一時預かり又は病児保育の事業に従事する者	一時預かり事業等の教育保育等従事者とする	一時預かり等は、認可保育所の運営とは直接関係のない事業となるため、犯罪事実確認を行う場合は、その実施事業者が別途認定を受けることが必要となる。

6. 従事期間の短い「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い

- 有期労働契約等により従事する期間が短い者（1日、数日等）、ボランティアスタッフ等についても、教員等又は教育保育等従事者に該当する者である限り、従事期間による例外は設けず、「教員等」又は「教育保育等従事者」として取り扱う（いわゆる「スポットワーク」等の単発の従事者も、業務内容に照らして教員等又は教育保育等従事者に該当する者は対象となる。）。
- 一方、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、業務内容に照らして教員等又は教育保育等従事者に明らかに該当しない職種は対象とならない。対象となる/ならないボランティア等の業務の具体例は次の表に掲げるとおり。
- ※ なお、ボランティア、都度短期で雇用契約等を締結している者等について、一定の期間を定め、同一事業者において対象業務に従事する可能性がある旨の書面を別途取り交わす場合は、事業者が当該期間中、法に基づき犯罪事実確認記録等を保有できるため、一度の従事期間が短期間であっても、再度従事させる際には犯罪事実確認を終えた者を従事させることが可能（VI. 2.（4）「離職」の解釈参照）。

図表 10 ボランティア等の業務の具体例

形態	区分	具体例	考え方
ボランティア	対象となる	- 居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフとして児童等に対面で指導、交流等を行うことが想定される場合 - 大学のサークルで、月に2回、障害児施設での交流会を開催し、支援、ケア等を通じて児童等と対面で接することが想定される場合 - ボーイスカウトのOBとして、自然体験活動に定期的に参加し、児童等に個別指導等を行うことが想定される場合	①指導、交流等により児童等との一定の接触があるため支配性、②スタッフとしての定期的な参加が見込まれるため継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。 ①支援、ケア等により児童等との一定の接触があるため支配性、②月2回と定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。 ①個別指導等により児童等との一定の接触があるため支配性、②定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。
	対象外	学校のPTAが開催する年1回のバザーなどのイベントに、保護者がボ	継続性がなく、参加者として整理

形態	区分	具体例	考え方
		ランティアとして参加する場合 ・ 地域のスポーツクラブの練習に、大学生となったOBが、夏休みの1日だけ、ボランティアとして児童等に指導等を行う場合	
その他	対象外	・ 学校に1日だけ講演に来るゲストスピーカー ・ 模擬試験の試験問題の配付、時間管理等の運営管理にアルバイトスタッフとして携わる者	・ 1日だけであり、継続性を満たさず、第三者が同席しない状況で児童等に接することが想定されないため、支配性、閉鎖性も満たさない。 ・ 第三者の同席がない状況で児童等との接触が想定されない場合には、支配性、閉鎖性を満たさない。

7. 法人でない団体の取扱い

- 民間教育事業として、こども食堂における学習支援等、スポーツクラブ等の事業が対象になり得るが、その運営主体は様々であり、ボランティアベースの集団により事業が運営されているようなところもある。認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の個人のプライバシーに大きく関わる情報を、犯罪事実確認の手続により入手することが可能となることから、一定の組織を有し、統一的な意思決定がなされる組織であることが求められる。
- このため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）²⁴及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）²⁵における取扱い等を踏まえ、認定等を受けようとする事業者が、法人でない団体については、「代表者又は管理人の定め」があり、かつ、団体としての組織を有し統一された意思の下に活動を行っていれば、団体名として認定等の申請が可能となる。
- 認定等申請に当たっては、定款又はこれに準ずるもの（会則、規約等）の写しの提出（「IV. 認定等」参照）により、団体としての存在・意思決定の在り方等について確認する。

²⁴ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）（抄）

（法人でない社団又は財団の審査請求）

第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

²⁵ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

九～四十四 （略）

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）（抄）

（法人でない社団の範囲）

・法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいう。

（法人でない財団の範囲）

・法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する法人でない財団とは、一定の目的を達成するために出えんされた財産の集合体のうち法人格を有しないもので、特定の個人又は法人の所有に属さないで一定の組織による統一された意思の下にその出えん者の意図を実現するために独立して活動を行うものをいう。

（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人）

・法人でない社団又は財団について代表者又は管理人の定めがあるとは、その社団又は財団の定款、寄附行為、規則、規約等によって代表者又は管理人が定められている場合のほか、その社団又は財団の業務に係る契約を締結し、その金銭、物品等を管理するなどの業務を主宰する者が事実上あることをいうものとする。したがって、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのないものは通常あり得ないことに留意する。

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）（抄）

（収益事業の開始等届出書の添付書類）

第 65 条 法第百五十条第一項（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 定款等の写し

8. 実習生の取扱い

- 教職課程を履修する学生が行う教育実習や、保育士養成課程を履修する学生が行う保育実習等のため、実習生が対象事業者において児童等と接することが想定される。
- このような実習生については、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、実習の実態に応じて、対象事業者において犯罪事実確認の必要性が判断されることとなる。すなわち、大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない。
 - ※ 「一対一」の具体的な解釈や、やむを得ず一対一になることが認められる場合及びその場合の対応については、いとま特例が適用される者に係る「必要な措置」に準じる（Ⅵ. 2. (3) ②参照）。
- 一方、大学等が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性・継続性・閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象となる。
- なお、教育実習生及び保育実習生については、実習期間が通常3週間程度であり、その間、基本的に指導教員等の監督の下で児童等と接することなどを踏まえ、大学等の実習計画において児童等と一対一にさせないことなどを適切に位置づけるとともに、実習先において必要な対応がとられるようにすることが望ましい。